



新地町告示第38号

本町区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は同法同条第2項の規定による告示の日から生ずる。

平成25年11月1日

新地町長 加藤 憲 郎



新		旧		地 番
大字	小字	大字	小字	
谷地小屋	駒込	埴木崎	熊野	151の1、152、165の3、168、169、170の2及びこれらの区域に隣接する道路の全部並びに153、154に隣接する道路の全部並びに151の2及びこの区域に隣接する道路の一部
谷地小屋	駒込	谷地小屋	館前二	214の3
大戸浜	神後北	大戸浜	踏込	3、4、5の1、5の2、6の1、6の2、7の1、7の2、27、58の1、58の2、59の1及びこれらの区域に隣接する道路の全部並びに59の2及びこの区域に隣接する道路の一部
大戸浜	神後北	大戸浜	八斗蒔東	25の4、25の5、25の7、29の3、37の6、37の7、37の8、38の2
大戸浜	神後北	大戸浜	神後	2、3、13の3